

江東区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

これまで、乳幼児及び児童（15歳に達した日以後における最初の3月31日までの者）を対象としていた子どもの医療費の助成について、高校生等（18歳に達した日以後における最初の3月31日までの者）に助成対象を拡大するため、文言の改正を行い、本条例の規定を整備する。

2 改正の概要

- （1）現行の定義に、「高校生等」を加える。また、保護者の定義に、「高校生等が何人からも監護されておらず、江東区が必要と認める場合の高校生等本人」を加える。（第2条関係）
- （2）附則において、令和5年4月1日から施行することとし、経過措置を定める。また、施行日前においても、高校生等に係る申請の受理及び医療証の交付を行うことができることを定める。

3 施行期日

公布の日

4 新旧対照表

次頁のとおり

江東区子どもの医療費の助成に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 乳幼児 6歳に達した日以後における最初の3月31日までの者をいう。</p> <p>(2) 児童 15歳に達した日以後における最初の3月31日までの者のうち、乳幼児以外の者をいう。</p> <p>(加える)</p> <p>(3) 子ども 乳幼児及び児童をいう。</p> <p>(4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを保護する(子どもと同居して、これを監護し、かつ、扶養することをいう。以下同じ。)ものをいう。</p> <p>(加える)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 乳幼児 6歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(2) 児童 15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、乳幼児以外の者をいう。</p> <p>(3) <u>高校生等 15歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u></p> <p>(4) 子ども 乳幼児、児童及び高校生等をいう。</p> <p>(5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを保護する(乳幼児及び児童にあってはこれと同居して、これを監護し、かつ、扶養することをいい、高校生等にあってはこれを監護し、かつ、扶養することをいう。以下同じ。)ものをいう。</p> <p><u>2 前項第5号の場合において、高校生等が何人からも監護されておらず、区が必要と認めるときは、当該高校生等本人を保護者とみなす。</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、</p>

子どもの保護者で次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 江東区内に住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている住所をいう。以下同じ。）を有すること。
- (2) その者の保護する子どもが江東区内に住所を有し、かつ、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法令（以下「社会保険各法」という。）の規定による被扶養者であること。

2 (略)

第4条～第13条 (略)

次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 乳幼児又は児童の保護者で、江東区内に住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている住所をいう。以下同じ。）を有すること。
- (2) 乳幼児、児童又は高校生等の保護者で、その者の保護する子どもが江東区内に住所を有し、かつ、その者が保護する子どもの疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める社会保険に関する法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるものであること。

2 (略)

第4条～第13条 (略)

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の江東区子どもの医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に対象者の保護する子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は規則で定める社会保険に関する法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われた場合について適用し、施行日前に対象者の保護する子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が

行われた場合については、なお従前の例による。

3 施行日の前日において、この条例による改正前の江東区子どもの医療費の助成に関する条例第4条第1項の規定により、医療費助成の受給資格を有している対象者で、施行日において対象者に該当すべきものは、新条例第4条第1項の規定により、医療費助成の受給資格を有しているものとみなす。

4 施行日前においても、新条例第4条第1項に規定する助成を受ける資格に係る申請の受理及び医療証の交付は、新条例の規定の例により行うことができる。